

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設指定管理者候補者選定委員会 審査要領

1. 審査全般について

- (1) 申請者の提出書類及びプレゼンテーション等により、評価を行ってください。
- (2) 申請者から提出された事業計画書等の内容が、実際の管理運営において完全に実行されるとは限りませんが、事業計画書等の内容がほぼ実行されるとの前提により、評価を行ってください。
- (3) プレゼンテーションの順番が審査に影響を与えることのないよう、最後に申請者全ての採点を点検し、順番の影響を調整してください。

2. 評価方法

- (1) 評価項目1～4の評価方法は、絶対評価とします。申請者ごとに、必ずしも評価の差をつける必要はありません。
- (2) 評価項目5「県への納付提案額」については、事務局で事前に採点します。

3. 採点方法

次表のとおり5段階評価で採点することとします。

段 階	評 価
A	非常に優れている
B	優れている
C	普通
D	劣っている
E	非常に劣っている

4. 評価項目・審査内容ごとの審査の視点

- (1) 業務を安定して行う能力（25点）
 - ① 管理運営組織及び人員配置
施設の運営が可能な、質量ともに十分な組織、人員が確保されているか
 - ② 申請者の有する経験・実績
船舶管理および漁港施設管理に係る各種業務の実績はどうか
 - ③ 収支計画の内容・実現性
収支計画は、無理、無駄のないものになっているか
 - ④ 申請者の財務状況
施設の運営が可能な財務状況か
- (2) 安全・安心な管理運営（25点）
 - ① 事故の防止策及び緊急時の対応等、危機管理対策
事故の防止及び対応について、十分な体制、対策が確保できているか
 - ② 施設の維持管理対策
施設の修繕等に対する対策は取れているか
 - ③ 施設の美化対策

施設及び宇佐漁港全体への美化意識、具体的な美化対策はどうか

④ 地元（漁業者及び住民）との調整、紛争解決

地元との円滑な関係構築、利用者間等の紛争を解決する能力はどうか

(3) 適正な管理運営（15点）

① 施設の利用等に関する公平性の確保

係留場所選定、利用料金徴収等について、公平性は確保できているか

② 関係法令等の遵守

高知県漁港管理条例、労働関係法令等の遵守を心掛けているか

③ 個人情報保護、情報公開、環境についての配慮

利用者の秘密保持、文書の開示、環境負荷の低減に対する配慮はあるか

④ 文書の適正な管理及び保存

文書が紛失することのないよう、管理、保存の対策が取られているか

(4) 施設の有効活用（10点）

① 利用者サービスの向上

利用者の要望を把握し、サービスとして還元する対策は取れているか

② 施設の利用促進策

施設利用を呼びかける広報策等はどうか

③ 施設の利用料金の提案額

条例で定めた額以内かつ利用者が利用しやすい額となっているか

(5) 県への納付提案額（25点）

事前に事務局で採点

5. 指定管理者の候補者の選定

(1) 申請者のうち選定委員の評点の合計が最も高い団体を、指定管理者の候補者として選定してください。

(2) 最も高い評点を得た申請者が2団体以上あるときは、どの団体を選定するか、委員会で決定してください。

(3) 申請者が1団体の場合は、その団体を指定管理者の候補者として選定するかどうかについて、委員会で協議し決定してください。

(4) 評点の最低制限基準を、委員全員の総合点（500満点）で350点とします。最も高い評価を受けた申請者であっても、最低制限基準に達していない場合は、適正な管理運営は困難であると判断されるため、候補者に選定することはできません。

6. 情報公開について

(1) 当委員会で使用した資料、委員の氏名、会議録、指定管理者候補者の名称及び総得点は、漁港漁場課のホームページで公開します。

(2) 審査について開示請求があった場合は、高知県情報公開条例に基づき開示します。ただし、具体的な開示項目については、開示請求の内容により、その都度判断します。